

# 警察広報 しもなが



## 12月

～発行～  
下長交番  
28-2010

## 自転車も道路交通法の罰則が適用されます

令和6年11月1日から道路交通法が改正され、自転車の運転中の「**ながらスマホ**」自転車の「**酒気帯び運転**」などの罰則が強化がされました。

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反復して行った者は講習制度の対象となります。

自転車の交通ルールを守って運転しましょう。



## 火の用心



令和6年11月八戸市内で火災が多く発生しました。

今年も気温が下がり、雪も降りました。これから、ストーブを使う機会が増えてきたと思います。ストーブの上に洗濯物を干したり、掃除や点検をしないまま使用すると火事のもとになります。

ストーブを使う際は、気をつけて使用しましょう。

火の後始末もしっかり確認しましょう。

## 詐欺に注意



災害の調査と告げ、調査の後、

- 必要がないのに「△△が壊れているから修理が必要」
- 「保険を利用すれば実質的に無料で修理できる」

などと言って契約を迫る手口が横行しています。

うその内容で保険金を請求すると詐欺に該当するおそれがあり、知らないうちに**詐欺の加害者**になってしまいます。

甘い言葉での勧誘には  
乗らないようにしましょう。

## 飲酒運転はダメ!ゼツタイ!

飲酒運転は、重大な交通事故を引き起こす可能性が極めて高い危険な犯罪です。

県民の皆様一人ひとりが、「**飲酒運転は絶対しない、させない**」ことを徹底し、飲酒運転の根絶を図りましょう。

### 飲酒運転には厳しい処分が!

#### 酒酔い運転



無条件で……  
**35点** 欠格期間3年  
**免許取消し**

#### 酒気帯び運転



呼気中アルコール濃度  
0.25mg/ℓ以上 **25点** 欠格期間2年  
**免許取消し**

呼気中アルコール濃度  
0.15mg/ℓ以上 0.25mg/ℓ未満 **13点**  
**免許停止** 90日

※) 前歴及びその他の累積点数がない場合  
※) 欠格期間とは、運転免許を取り消された場合に、運転免許を受けることができない期間

## 下長交番から一言

国際電話番号による特殊詐欺が急増中!

**+1**や**+44**などから始まる番号には出ない、かけ直さないようご注意ください!

海外との電話が不必要な方は、発信・着信を**無償**で休止できます!

知らない番号や登録されていない番号には出ないようにしましょう。